

日行連発第1049号
平成18年2月8日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 宮内 一三
運輸交通部
部長 深貝 亨

甲種受託者による出張封印の対象範囲拡大に係る国土交通省通達の
施行に伴う留意点について

平成18年1月31日付け日行連発第1005号「甲種受託者による出張封印」において、行政書士による出張封印の業務範囲及び対象手続が変更される旨、通知したところでありますが、各単位会におかれては、下記の点について留意され、業務の推進を図られるようお願い申し上げます。

記

1. 出張封印業務の取扱いを希望する会員の増加が予想されるため、各単位会におかれては、当該会員に対し、法令順守の徹底及び十分な実務研修等を踏まえた適切な指導を図られ、業務の適正確保に努められるよう願います。
2. 今回の通達施行に伴い、各単位会におかれては、甲種封印受託者との間で交わしている確認書及び個々の取扱会員が甲種封印受託者の封印取り付け責任者との間で交わしている出張封印取付作業代行実施契約書等について、速やかに対応して下さいよう、お願いいたします。
3. 地域事情等により、甲種封印受託者との間で未だ確認書が交わされていない単位会におかれては、当該締結に係る協議に向け鋭意対応を図られるよう願います。日行連運輸交通部といたしましても、全国標板協議会に対し要請を行ってまいります。

以上